

令和8年度 神戸の食に関するイベント企画・運営業務 実施要領（公募型プロポーザル）

1 事業目的

神戸の食・地場産業の振興のため、肉、日本酒（灘の酒）、農水産物など、神戸の食をテーマにしたイベントを開催する。神戸の食イベントとして定着させることを目指すとともに、国内外からの来訪者に向けて、国際都市・神戸の豊かな食文化や神戸が有する自然資産や観光資源等の魅力について発信する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和8年度 神戸の食に関するイベント企画・運営業務

(2) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日

(4) 契約金額の上限

34,000,000円（消費税・地方消費税含む）。うち、6,000,000円（消費税・地方消費税含む）については、プレミアム付きフードチケットにかかる経費として充当すること。

なお、上記の委託限度額に協賛金等のその他収入を合計した範囲内で事業実施できるものとする。

(5) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

また、本件にかかる令和8年度神戸市予算及び令和7年度2月補正予算が成立しない場合は、本公司に基づく契約を締結しないことや内容等に変更が生じる場合がある。

(6) 委託料の支払い

契約締結後、受託者の請求に基づき概算払を行うものとする。受託者は、業務終了後又は中止時には別紙「令和8年度 神戸の食に関するイベント企画・運営業務委託仕様書」の4（7）及び6（2）に基づき精算を行う。概算払を受けた委託料に余剰金を生じたときは、受託者はその超過額を返還するものとする。

3 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当する団体であることとする。

(1) 本社又は本店所在地が神戸市内にあること。

(2) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。

(3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(5) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。

(6) 銀行取引停止処分を受けていないこと。

(7) 会社更生法に基づく再生手続き開始の申立または民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体(更生または再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。)でないこと。

(8) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置（以下「除外措置」という。）を受けていないこと。また、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当しないこと。

(9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。

(10) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者が上記(1)を、代表者及び構成員が上記(2)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。

4 スケジュール

(1) 公募開始	令和8年2月20日（金曜）
(2) 参加申請関係書類・質問票提出期限	令和8年3月10日（火曜）17時必着
(3) 質問に対する回答	令和8年3月16日（月曜）予定
(4) 企画提案書・見積書の提出期限	令和8年4月6日（月曜）17時必着
(5) 選考審査会	令和8年4月中旬予定
(6) 委託事業者決定通知	令和8年4月中旬予定
(7) 契約締結・業務開始	令和8年4月中下旬予定

5 スケジュール

(1) 応募手続き等に関する事項

- ア. 受付期間 令和8年3月10日（火曜）17時まで（必着）
- イ. 提出方法 本要領8記載の担当部署のメールアドレスにデータ（PDF）で提出
なお、電話等による質問は受け付けない。
- ウ. 提出書類 ①参加申込書（様式1号）
②参加資格確認書（様式2号）
③団体概要（様式3号）（直近事業年度の会社概要、パンフレット等も可）
④法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書【写し可】
⑤納税証明書（国税）及び、納税証明書又は滞納がないことの証明（市税）【写し可】
⑥神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式4号）
⑦共同企業体結成届出書（様式5号）（共同企業体による参加申込の場合のみ）
⑧質問票（様式6号）

※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記の③～⑥を提出すること。

※④⑤は、提出日時点から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。なお、神戸市の入札参加資格がある場合及び直近3ヶ月以内に神戸市経済観光局新産業創造課に別件契約又はプロポーザルのために提出しており、かつ内容に変更がない場合は、④⑤の提出は省略可能。

(2) 質問への回答

- ア. 回答時期 令和8年3月16日（月曜）予定
- イ. 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールにて回答する。
- ウ. その他
・質問者への情報については公表しない。
・回答については、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

(3) 企画提案書・見積書の提出

- ア. 受付期間 令和8年4月6日（月曜）17時まで（必着）
- イ. 提出方法 本要領8記載の担当部署にメールアドレスにデータ（PDF）で提出

ウ. 提出書類 ①企画提案書（様式不問）

下記の内容を必ず含めること。

- ・事業実施提案（別紙仕様書に記載している業務内容）
※別紙「評価項目」に記載の内容については必ず盛り込むこと
- ・同種業務の実績
- ・業務実施体制（指揮命令系統や業務の管理責任者が明示されていること）

②見積書（様式自由）

内訳がわかるように記載すること。フードチケット費は6,000千円として固定計上すること。

③その他補足資料（任意、様式自由）

※提出書類①～③において、正本・副本を作成すること。正本のみ提案事業者名を記載し、副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

6 事業者の選定及び結果の通知

(1) 事業者選定委員会（プレゼンテーション審査）

ア. 日付 令和8年4月中旬予定 ※詳細は別途参加申込者に通知

イ. 場所 三宮ビル東館内

ウ. 内容

- ・企画提案書によるプレゼンテーション（20分程度、質疑応答は別途）
- ・説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。
- ・説明の際は、事前に提出のあった企画提案書の内容に沿った説明を行うこと。

(2) 選定方法

ア. 事業者選定にあたっては、「令和8年度 神戸の食に関するイベント企画・運営業務」受託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）の審査員が、提出された企画提案書等に基づく、原則対面によるプレゼンテーションの内容に対する審査を行い、評価基準により最も優れた企画・提案能力を有する事業者を特定し、最優秀提案者として契約の相手方の候補者とする。なお、各審査員の採点の合計が総合点数の60%以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としない。

イ. 参加申込者が1者の場合は、プレゼンテーションは実施せず、企画提案書等を基に審査を行い、各審査員の採点の合計点が60%以上の場合は、契約の相手方の候補者とする。

ウ. 応募者多数の場合には、プレゼンテーション審査に先んじて書類審査を実施し、その結果によってはプレゼンテーション審査の対象外となる場合があることに留意すること。

エ. 合計点が同一の事業者が複数いる場合は、内容点のうち「I. 業務実施、提案内容に対する評価」における各選定委員の点数の合計が最も高い事業者を契約の相手方の候補者とする。

オ. 評価の視点は以下のとおり（別紙参照）

I 業務実施、提案内容に対する評価 【70%】

II 業務遂行能力、事業実施体制 【30%】

カ. 契約にあたっては、候補者との協議が整わない場合は、次点の評価を受けた事業者から順に契約締結の協議を行う。

キ. 審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

ア. 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるこ

イ. 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこ

ウ. 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ. 提出書類に虚偽の記載を行うこ

オ. その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこ

- カ. 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- キ. 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

(4) 選定結果の通知・公表

令和8年4月中旬を目途に、神戸市ホームページ上で公表するとともに、応募者全員に結果を通知する。なお、審査の内容等に関する問い合わせは受け付けない。

7 その他

- (1) 本プロポーザルの応募又は参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書の著作権は参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、参加者が負う。
- (5) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに、「参加辞退届（様式7号）」により本要領8の担当部署に届け出ること。

8 担当部署・連絡先

神戸市経済観光局新産業創造課 板戸・松下

【所在地】〒651-0087 神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館7階

【Eメール】shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp

(別紙) 評価基準

評価項目	採点基準	配点
I 業務実施、提案内容に対する評価		105
企画・コンセプト	本事業の企画・コンセプトについて、事業目的に合致し、事業目的の達成が期待できる提案となっているか。	20
コンテンツ・ワークショップ	神戸市の魅力を広く発信できるコンテンツ・ワークショップの提案となっているか。	20
出店者募集・対応	出店者の募集方法は適当か。また、自社のネットワークや媒体を活用してリーシングを行うことが期待できるか。 出店管理・サポートなどが円滑に実施できるか。	25
イベント運営	イベントの準備や運営に係る組織、人員、配置等が適切であるか。 会場レイアウトや警備計画、問い合わせ・来場者対応計画 等は適切であるか。	25
情報発信	本事業を市内外に広く周知し、多くの集客が見込めるような広報展開を提案しているか。	10
事業費	合理的かつ無理のない積算に基づく見積となっているか。	5
II 業務遂行能力、事業実施体制に対する評価		45
業務管理	業務スケジュール は適切に設定されているか。出店者や神戸市との情報共有・調整および業務管理を適切に実施できるか。	15
実施体制	本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。	15
実績	類似事業に対する豊富な実績を有しているか。本市においても同様の成果が期待されるものか。	15
合計		150